

# ドイツ・会計税務ニュースレター

第31回 サステナビリティ 中小企業向け ESRS の公開草案

## はじめに

2024年5月

2024 年 1 月 22 日、EFRAG(欧州財務報告諮問グループ)は中小企業向けのサステナビリティ情報報告基準である、ESRS for listed SMEs(ESRS LSME)及び voluntary reporting standard for non-listed SMEs(VSME)の公開草案を公表しました $^1$ 。ESRS LSME が上場中小企業向けのサステナビリティ情報開示ルールを定める一方、VSME は中小企業が任意に適用できるガイドラインとして、自社のサステナビリティの取り組みを評価し、ステークホルダー(取引先、金融機関、投資家など)からのサステナビリティ情報提供の要請に効率的かつ適切な方法で応えるための、簡易な報告ツールを提案しています。

※ 本稿は、Grant Thornton AG(グラントソントン・ドイツ)が作成したものを、和訳・編集した ものです。原文(ドイツ語)はこちらをご参照ください。

#### Contents

- · 背景
- · ESRS LSME(上場中小企業向け ESRS)の概要
- · VSME(非上場中小企業向け任意報告基準)の概要
- ・ 今後の動向

#### 背景

CSRD (企業サステナビリティ報告指令) に従い、EU 域内上場の中小企業、小規模な信用機関、保険機関などは、2026 年度から自社の年次報告書でサステナビリティ情報を開示する必要があります<sup>2</sup>。 非上場の中小企業は、現在のところ CSRD に基づく報告義務は予定されていません。ただし、大企業が 2024 年度以降、先行して CSRD への対応を迫られる中で、そのバリューチェーンに属する企業もサステナビリティ情報の提供を求められることが想定されます。上場、非上場を問わず、中小企業にもこの影響が及ぶため、VSME のガイドラインを考慮し、この様な問い合わせに備えておくことが有用と考えられます。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 参考 URL: <a href="https://www.efrag.org/News/Public-479/EFRAGs-public-consultation-on-two-Exposure-Drafts-on-sustainability-r">https://www.efrag.org/News/Public-479/EFRAGs-public-consultation-on-two-Exposure-Drafts-on-sustainability-r</a>

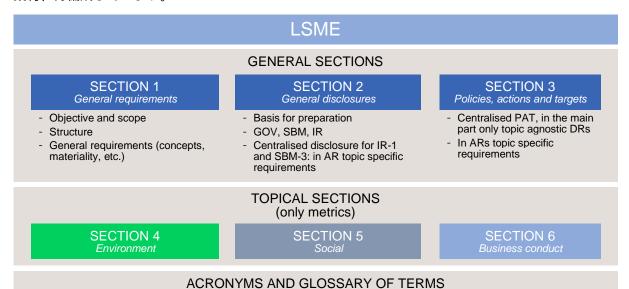
<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 中小企業は、サステナビリティ情報を開示しない理由を記載することで CSRD の導入を 2 年間遅らせること (オプトアウト) が認められている。その他、CSRD に関する紹介記事はこちらの寄稿記事を参照。



### ESRS LSME(上場中小企業向け ESRS)の概要

ESRS LSME の目的は、中小上場企業の事業規模や複雑性、サステナビリティ情報開示の能力等に 見合った報告要件を設定することです。これにより、中小企業が投資家から不当に除外されることな く、適切な評価を得られることが期待されます。

大企業向けの ESRS 第 1 弾が 12 の基準書(2 つの横断的基準と 10 のトピック別基準)で構成されているのに対し、ESRS LSME はこれらを 1 つの基準書の中の 6 つのセクション(「1. 全般的要求事項」、「2. 全般的開示」、「3. 方針、行動、目標」、「4. 環境」、「5. 社会」、「6. 企業活動」)に集約、再編成しています。



III # · [FCDC | CMF FD Doois for conclusions | + II )

(出典:「ESRS LSME ED Basis for conclusions」より)

#### VSME(非上場中小企業向け任意報告基準)の概要

VSME は、本ガイドラインを適用するすべての事業者が対象となる Basic Module と、事業者が任意に適用する 2 つの Option Module (「Narrative – Policies, Actions and Targets (PAT)」および「Business Partners Module」)で構成されています。

Narrative – PAT は、ESRS 第1弾で使用されている定義を利用し、すでにサステナビリティへの取り組みを開始している企業が、自社のサステナビリティに関する方針、行動、目標を簡潔に描写するためのひな型を提供します。記述の要否は、マテリアリティ分析の結果に基いて判断されます。

Business Partners Module は、中小企業が標準化された方法でステークホルダーからの問い合わせに回答するためのデータポイントを提供しています。これらのデータは、ステークホルダー側の ESRS に基づく報告義務や、投資ポートフォリオやサプライチェーンにおけるサステナビリティリスクの管理に役立てられます。

なお、ESRS と同様、ESRS LSME、VSME とも、ダブルマテリアリティの原則を採用しています。



## 今後の動向

2024 年 5 月に公開草案に関するパブリックコンサルテーションが終了した後、ESRS LSME は法制化される見込みです。VSME は拘束力のある規制としてではないものの、並行して最終化されることが想定されます。それまで基準設定の動向、特にパブリックコンサルテーションの結果を注視することをお勧めします。

ESRS LSME および VSME の公開草案をチェックすることで、CSRD が中小企業にどのような報告 要件を課しているかがより明確になります。これらの基準および CSRD に準拠したサステナビリティ報告に関するサポートの詳細については、Grant Thornton までお問い合わせください。

## お問い合わせ先

Grant Thornton AG(グラントソントン・ドイツ)では、ドイツに進出する日系企業のために、デュッセルドルフ・オフィスにジャパンデスクを設けています。監査・保証業務、税務申告、給与計算、記帳代行、M&A トランザクションアドバイザリー、内部統制構築支援、事業戦略コンサルティングなど、各種の会計税務サービスをご提供しています。

#### 担当者



井上 広志 Hiroshi Inoue

Grant Thornton AG | Head of Japan Desk | Partner
公認会計士(日本)
E hiroshi.inoue@de.gt.com
W grantthornton.de

## <u>Disclaimer</u>

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。